

## 埼玉県報

第 404 号 令和 5 年(2023 年) 4 月 14 日 金曜日

## 目 次

## 告示

- 令和5年1月から3月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(入札審査課)
- 埼玉県電子入札共同システム調達等支援業務委託に関する入札公告(入札審査課)
- 県広報紙「彩の国だより(令和5年8月号から令和6年4月号まで)」の新聞折り込み 及び配布業務に関する入札公告(広報課)
- O 和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止(環境政策課)
- 所沢都市計画事業(仮称)三ケ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公 聴会の中止(環境政策課)
- O 川越都市計画事業旭ケ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止(環境政策課)
- ひ 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託(社会福祉課)
- 田甲土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 秦土地改良区の役員就任届(大里農林振興センター)
- 志多見土地改良区の役員退任届(加須農林振興センター)
- 志多見土地改良区の役員就任届(加須農林振興センター)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 令和5年度第1回技能検定員等資格審査実施に伴う公示(運転免許課)

# 埼玉県告示第四百五十八号

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

# 埼玉県告示第四百五十九号

一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 1 調達内容

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月27日(水)まで

(4) 履行場所 埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札審査課システム担当 日比野、早瀬 電話048-830-5181(直通) 電子メー ルa5770-08@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月25日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月24日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年5月24日(水)午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札審査課 令和5年5月25日(木)午前11時

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和5年5月2日(火)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を 行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 5 年 4 月 21日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

## (10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者 に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Consulting Services for the Development of the Saitama Electronic Bidding System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Thursday, May 25, 2023 By registered mail or in person: 5:00 p.m., Wednesday, May 24, 2023

(3) Contact Information:

System Group, Bidding Inspection Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel: 048-830-5181

Email: a5770-08@pref.saitama.lg.jp

## 埼玉県告示第四百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより(令和5年8月号から令和6年4月号まで)」の新 聞折り込み及び配布業務 約1,730千部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日(日)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。

入札金額は、1 部当たり(8 ページ物)の単価に8 を乗じて得た金額と1 部 当たり(4 ページ物)の単価を合わせた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。
- (7) 納入された県広報紙「彩の国だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利を第 三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は義務を引き受けさせることなく履行 するものであること。

- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場 所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活 部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 後藤 電話048-830-2857 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。
- (3) 入札書受付期間

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月29日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月29日(木)午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 令和5年6月30日(金)午前10時 10分

- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。 ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」と いう。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額(1部当たり(8ページ物)の単価に8を乗じて得た金額+1部当たり(4ページ物)の単価)×1,730千部×1.10×0.05

## イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価 (1部当たり (8ページ物) の単価に8を乗じて得た金額+1部 当たり (4ページ物) の単価)  $\times$ 1,730千部 $\times$ 1.10 $\times$ 0.1

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和5年6月6日(火)までに郵送又は持参により提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

### (8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 5 年 5 月 8 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15番 1 号 電話 048-830-5775

(直通)) へ送付すること。

## (9) 支払条件

- ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求 に基づき、委託料を支払うものとする。
- イ 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注 者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 1,730,000 copies nine times per year
- (2) Time-limit for tender submitted by mail or in person: 5:00 p.m. June 29, 2023.
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

## 埼玉県告示第四百六十一号

和光北インター た次の公聴会 項の規定によ 埼玉県環境影響評価条例施行規則 ŋ の開催を中止する。 東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会) 令和五年埼玉県告示第三百六十四号 (平成七年埼玉県規則第九十八号) (和光都市計画 事業 (仮称) 第十六条第 により公告

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

件名

境影響評価公聴会 和光都市計画事業 (仮称) 和光北、 インター 東部地区土地 区画整理事業に係る環

一日時及び場所

ア 令和五年四月二十一日(金)十時から十二時まで

和光市坂下公民館 別館二階 視聴覚室

イ 令和五年四月二十一日 (金) 十三時から十五時まで

板橋区下赤塚地域センター 第二洋室・第三洋室

ウ 令和五年四月二十一日 (金) 十六時から十八時まで

練馬区立光が丘体育館 会議室

エ 令和五年四月二十四日 (月) 十時から十二時まで

朝霞市役所 一階 一〇一会議室

オ 令和五年四月二十四日 (月) 十三時から十五時まで

埼玉会館 四C会議室

カ 令和五年四月二十四日(月)十六時から十八時まで

戸田市役所 五階 五〇三会議室

三 都市計画決定権者の名称

和光市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

## 埼玉県告示第四百六十二号

次 三ケ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会) 一項の規定により、 の公聴会の開催を中止する。 埼玉県環境影響評価条例施行規則 令和五年埼玉県告示第三百六十五号 (平成七年埼玉県規則第九十八号) 第十六条第 (所沢都市計画事業(仮称) により公告した

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 件名

所沢都市計画事業 (仮称) 三ケ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影

響評価公聴会

一日時及び場所

ア 令和五年四月二十七日 (木) 十三時から十五時まで

狭山市役所二階 二〇三会議室

イ 令和五年四月二十七日 (木) 十六時から十八時まで

瑞穂町元狭山コミュニティセンター ホールA・B

ウ 令和五年四月二十八日 (金) 十三時から十五時まで

所沢市こどもと福祉  $\mathcal{O}$ 未来館 ボランティア活動室一 号 •

エ 令和五年四月二十八日(金)十六時から十八時まで

入間市役所 第四委員会室

三 都市計画決定権者の名称

所沢市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

## 埼玉県告示第四百六十三号

項 催を中止する。 の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会) 埼玉県環境影響評価条例施行規則 の規定により、 令和五年埼玉県告示第三百六十六号 (平成七年埼玉県規則第九十 により公告し (川越都市計画事業旭ケ丘 八号) 第十六条第 た次  $\mathcal{O}$ 公聴会の

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 ※

一 件名

、越都市計画事業旭ケ丘松 の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十五日 (火) 十時から十二時まで

日高市文化体育館ひだかアリーナ 会議室一

イ 令和五年四月二十五日 (火) 十三時から十五時まで

飯能市精明地区行政センター二階 第三会議室

ウ 令和五年四月二十五日 (火) 十六時から十八時まで

鶴ヶ島市西市民センター 第一学習室

エ 令和五年四月二十六日 (水) 十時から十二時まで

川越市川鶴公民館 会議室三号

オ 令和五年四月二十六日 (水) 十三時から十五時まで

坂戸市中央公民館 学級室B

カ 令和五年四月二十六日(水)十六時から十八時まで

毛呂山町中央公民館 学習室

三 都市計画決定権者の名称

日高市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

## 埼玉県告示第四百六十四号

り指定する。 をしなければならない区域(以下 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 「形質変更時要届出区域」という。 第十一条第一項の規定により、特  $\smile$ を次のとお

令和五年四月十四日

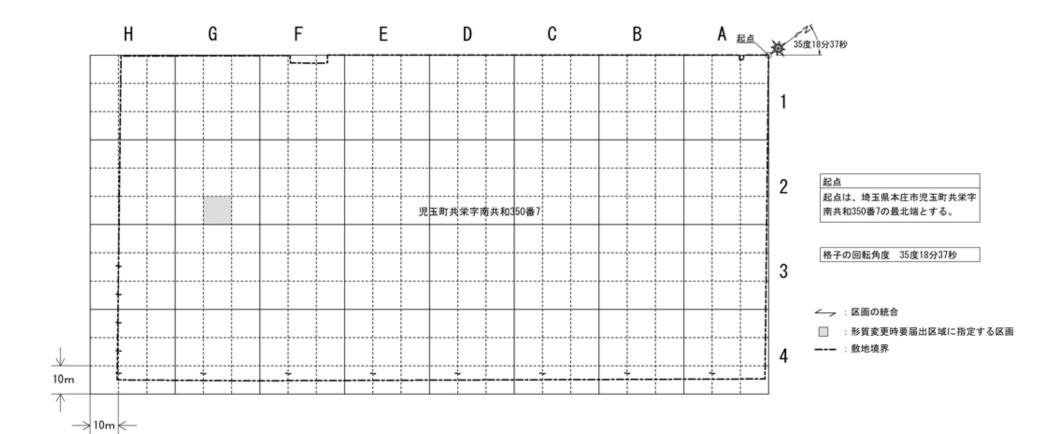
埼玉県知事 大 野 元 裕

一形質変更時要届出区域

別図のとおり (埼玉県本庄市児玉町共栄字南共和三百五十番七  $\mathcal{O}$ \_

 $\mathcal{O}$ 基準に適合していない特定有害物質の 土壤汚染対策法施行規則 (平成 十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一 種類 項

ほう素及びその化合物



## 埼玉県告示第四百六十五号

和四年埼玉県告示第八百九十一号により指定した区域の 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 指定を次 のとおり一 部 解除

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

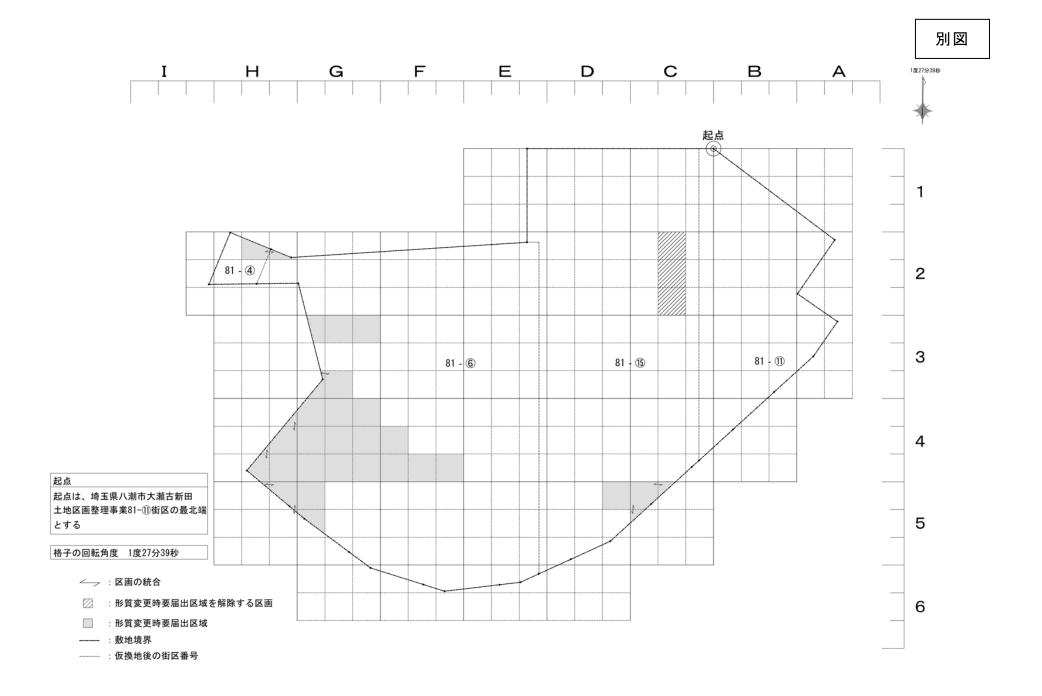
別図の とお ŋ (埼玉県八潮市大瀬古新田土地区画整理事業八十一街区十五 画地  $\mathcal{O}$ 部

 $\mathcal{O}$ 基準に適合していな 土壤汚染対策法施行規則 かっ た特定有害物質 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一 の種類 項

砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



# 埼玉県告示第四百六十六号

けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受 課において縦覧に供する。 する同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 埼玉県告示第四百六十七号

り、 同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

| _ |    |          |                  |         |                     |                  |
|---|----|----------|------------------|---------|---------------------|------------------|
|   |    |          |                  | 祉総合センター | 埼玉県社会福              | 施設の名称            |
|   |    | 会長 山口 宏樹 | 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 | 六十五号    | 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 |
| _ | まで | 月三十一日    | 令和六年一            | 月一日かる   | 令和五年日               | 委託期              |
|   |    | 日        | 三                | 5       | 四                   | 間                |

## 埼玉県告示第四百六十八号

て 田 甲 土地改良法 次 土地改良区  $\mathcal{O}$ とお り届 (昭 カュ 和二十 5 出 Iがあ 役員に就任した者及 った。 四年法律第百九十 び -五号) 役員を退任 第十 八 L 条第十 た者  $\mathcal{O}$ 七 氏 名 項 及 0 規定に び 住 所 に ょ n 0 V

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元

裕

理事 職名 同 同 口 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 就 任 事 伊 髙 氏 篠 小 出 松 井 松 福 小 小 小 平 金 福 //\ 與田 本 田 貝 林 Ш 間 本 桂 有 時 宏 \_\_\_ 明 吉 克 正 男 雄 郎 夫 明 雄 勉 見 己 男 稔 昇 可 司 三 司 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 玉 県 所 比 同同比 熊 同比 熊 同 口 同 同 同 同 同 同 同 同 企 谷 企 谷 企 郡 市 市 郡 郡 吉 吉 吉見 同 同 同 同 小 小 同 同 同 同 同 同 同 同 見 見 八 八 林千 林千 町 町 町 大 大 大 同 口 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 字 字 字 百 八 百二十 同 同 五. 田 山 和 田甲千三百番地二 同 同 同 同 同 同 同 同 同 田 十三番地 甲千五百 名千二百 甲 1 千三百 千 千 千六百 千三百六 千 下 千 千 千 千三百二十六 七 <u>-</u>+ 四百 七 百九 兀 八 八 九 八 百二十六番 百 八百三十 百三十 百 +番 百 +1二十番 四番 九 五. 七番地三号 \_ 九 七 地 九 九 + 五. 十五 十五 + ++ 号 + +兀 八 番 七 地 九 \_ \_ \_\_\_ 番 番 番 番 番 地 番 番 地 番 地 地 番 地 地 地 地 地 地 地 地

退任

同

福

巳

同

谷

市

箕

輪

百

番

地

矢

保

男

司

比

企

郡吉見町

大字田甲

八

百三十七番

地

理

福

田

正

克

埼

玉

県

比

企

郡

吉

見

町

大

字

田

甲

丰

九

百

兀

十 二

番

地

住

所

氏

| 同 | 同 | 監事 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

小小大松齊松 福大小小小市金小 田 塚 貝 林 林 川 子 峯 本 恵美子 正 重 信 秋 俊 文 彦 男 幸 \_ 治 同 同同同同同同 同 同同 熊谷市 同 同 比 同同同同同同

小八林十二番地

十七番地二

同 同

同

同

千三百八十八番地

同

同

千三百四十三番地

同 同

同 同

千

八百十二番地

千七百番地

同 同 同 同

同

同

千百十一番地一

同

同

千三百六十七番地

八百四十

九番

地

熊谷市 同 嵐山町むさし台三丁目比企郡吉見町大字田甲千五百 企 郡吉見町大字田甲千九百 小 同同 嵐山町むさし台三丁目一番地二十 八林千百五十三番地 同 同 千 五 十 -九番地 八十番 地

同 千八百五十五番地

# 埼玉県告示第四百六十九号

った。 秦土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職名 氏 名

監事

住所

吉 野 祐 介 埼玉県熊谷市上須戸三百五十七番地一

## 埼玉県告示第四百七十号

があった。 志多見土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元

職 名

理 事

松 氏 住 所

監事 赤 坂 年 広 埼玉県加須市阿良川四百五十三番地一 同 同 同 八百五十五番地

# 埼玉県告示第四百七十一号

があった。 志多見土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名 氏

赤 坂

理 事

同

松

本

住 所

邦 男 同 同 同 三百七十三番地埼玉県加須市阿良川八百五十五番地 同 同

勝 同

監事

遠

三百七十三番地一

日出安三百九十三番地

# 埼玉県告示第四百七十二号

規定により告示する。 る埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 同条第三項の

令和五年四月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目四百二番地

取消年月日

株式会社トーニチ

.

令和五年四月十日

## 埼玉県公安委員会告示第35号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和5年4月14日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

### 1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審查

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

### 2 審査期日等

### (1) 期日

ア 論文審査

令和5年5月20日(土)

イ 技能審査

令和5年5月27日(土)及び6月6日(火)から6月9日(金)までのうち指定する 日

ウ 面接審査

令和5年6月13日(火)から6月16日(金)までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

### 3 申請手続

(1) 申請期間

令和5年4月14日(金)から4月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式 第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することが できる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係(電話 048-543-2001 内線241)